

第17号議案

蒲郡市民病院特定認定再生医療等委員会条例の一部改正について

蒲郡市民病院特定認定再生医療等委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民病院特定認定再生医療等委員会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市民病院特定認定再生医療等委員会条例の一部を改正する条例

蒲郡市民病院特定認定再生医療等委員会条例（平成27年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（第一種再生医療等提供計画及び第二種再生医療等提供計画の審査等業務）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次に掲げる者である委員又は技術専門員は、第一種再生医療等提供計画及び第二種再生医療等提供計画の審査等業務に参加してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、委員会において説明することを妨げない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した提供機関管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施される共同研究（臨床研究法（平成29年法</p> | <p>（第一種再生医療等提供計画及び第二種再生医療等提供計画の審査等業務）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次に掲げる者である委員又は技術専門員は、第一種再生医療等提供計画及び第二種再生医療等提供計画の審査等業務に参加してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、委員会において説明することを妨げない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した提供機関管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施される共同研究（臨床研究法（平成29年法</p> |

律第16号)第2条第2項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第18項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。)を実施していた者

(3)・(4) (略)

律第16号)第2条第2項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。)を実施していた者

(3)・(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。